

平成十一年法律第二百二十四号

国と民間企業との間の人事交流に関する法律

第一条 この法律は、行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における業務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者について交流採用をして職務に従事させることにより行政運営の活性化を図るため、交流派遣及び交流採用（以下「人事交流」という。）に関する必要な措置を講じ、もつて公務の能率的な運営に資することを目的とする。

（定義）この法律において「職員」とは、第十四条第一項及び第二十四条を除き、国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。

2 一 株式会社、合名会社、合资会社及び合同会社
二 信用金庫
三 相互会社
四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる处分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類するものとして人事院規則で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によつて得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター）

ロ 法律により直接に設立された法人又は特立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものハ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人であると認められる法人

（以下「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。）において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

五 外国法人であつて、前各号に掲げる法人に類するものとして人事院が指定するもの

（内閣総理大臣の責務）

第六条 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑化を図るため、人事院規則で定めた、人事院規則で定める、職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいう。

（交流基準）

第七条 任命権者は、前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることができる。

第八条 任命権者は、前条第二項の規定による交流派遣をするときは、当該交流派遣に係る民間企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、前項の認定を受けた計画に従つて、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終了その他交流派遣に当たつて合意しておるべきものとして人事院規則で定める事項について取決めを締結しなければならない。この場合において、任命権者は、当該職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

（交流派遣の期間）

第九条 交流派遣の期間は、三年を超えることができない。

第十条 任命権者は、前条第一項の規定により交流派遣をした任命権者は、当該派遣先企業から当該交流派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると認める場合には、当該交流派遣をされた職員（以下「交流派遣職員」という。）の同意及び人事院の承認を得て、当該交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、交流派遣の期間を延長することができる。

（労働契約の締結）

第十一条 交流派遣職員は、第七条第三項の取決めに定められた内容に従つて、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、当該派遣先企業の業務に従事するものとする。

二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 人事交流の適正な実施を確保するため、人事交流の制度の運用状況に関する報告を求め、職員、任命権者その他の関係者に報告を求め、又は調査をすること。

（内閣総理大臣の責務）

第四条 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑化を図るため、人事院規則で定めた、人事院規則で定める、職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいう。

（内閣総理大臣の責務）

第五条 任命権者その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たつては、次に掲げる事項に関する基本方針を作成し、これに基づいて、各行政機関が行う人事交流に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。

第六条 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑化を図るため、人事院規則で定めた、人事院規則で定める、職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいう。

（内閣総理大臣の責務）

第七条 任命権者は、前条第二項の規定による交流派遣を示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることができる。

（内閣総理大臣の責務）

第八条 任命権者は、前条第二項の規定による交流派遣をするときは、当該交流派遣に係る民間企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、前項の認定を受けた計画に従つて、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終了その他交流派遣に当たつて合意しておるべきものとして人事院規則で定める事項について取決めを締結しなければならない。この場合において、任命権者は、当該職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

（内閣総理大臣の責務）

第九条 任命権者は、前条第一項の規定により交流派遣をした任命権者は、当該派遣先企業から当該交流派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると認める場合には、当該交流派遣をされた職員（以下「交流派遣職員」という。）の同意及び人事院の承認を得て、当該交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、交流派遣の期間を延長することができる。

（労働契約の締結）

第十条 交流派遣職員は、第七条第三項の取決めに定められた内容に従つて、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、当該派遣先企業の業務に従事するものとする。

について、人事院の認定を受けなければならぬ。任命者は、第一項の規定により交流採用をするときは、同項の民間企業との間ににおいて、当該交流採用に係る任期が満了した場合においては、当該民間企業による再雇用に関する取決めを、同項第一号に係る交流採用にあつては当該交流採用に係る任期中における雇用及び任期が満了した場合における雇用に関する取決めを締結しておかなければならぬ。

4 第二条第四項第二号に係る交流採用についての前項の取決めにおいては、任期中における雇用に基づき賃金（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）の支払その他給付（賃金の支払以外のものであつて、人事院規則で定めるものを除く。）を行うことをその内容として定めなければならない。

5 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命者が定める。ただし、任命者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6 任命者は、交流採用をする場合には、当該交流採用される者にその任期を明示しなければならない。これを更新する場合も、同様とす（官職の制限）

第二十条 任命者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を同項の民間企業（以下「交流元企業」という。）に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

第二十一条 交流採用職員は、その任期中、第二条第四項第二号に掲げる者である交流採用職員（以下「雇用継続交流採用職員」という。）が第十九条第三項の取決めに定められた内容に従って交流元企業の地位に就く場合を除き、交流元企業の地位に就いてはならない。

2 交流採用職員は、その任期中、いかなる場合においても、交流元企業の事業又は事務に従事してはならない。

3 第十二条第五項の規定は、交流採用職員について準用する。（雇用継続交流採用職員に関する雇用保険法の特例）

第二十二条 雇用継続交流採用職員に関する雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）第二十二条の規定の適用については、同条第三項中「とする。ただし、当該期間に」とあるのは、「とし、当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第一百二十四号）第二十二条第一項に規定する雇用継続交流採用職員（以下この項において「雇用継続交流採用職員」という。）であつた期間を除いて算定した期間とする。ただし、これらの期間に」とする。

第二十三条 任命者は、毎年、人事院に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。（人事交流の制度の運用状況の報告）

2 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。（人事交流の制度の運用状況を報告しなければならない）

1 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交換派遣職員がその交流派遣に係る第七条第二項の規定による書類の提出の時に占めていた官職

二 三年前の年の一月一日から前年の十二月三十一日までの間に交流派遣後職務に復帰した職員が前年（三年前の年に交流派遣後職務に復帰した場合は、その復帰の日から起算して二年を経過する日までに限る。）に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位

三 前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交換採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）

第一項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号、第三条、第六条第一項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第一項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、第二条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）」

2 防衛大臣は、前項において準用する第七条第二項及び第十九条第二項の認定並びに前項において準用する第八条第二項及び第十九条第五項二項及び第十九条第二項の認定並びに前項において準用する第八条第二項及び第十九条第五項の承認を行ふ場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに付議し、その議決に基づいて行わなければならぬ。

3 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十条の規定は、第一項において準用する第七条第一項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

4 第一項において準用する第七条第一項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 第五条の規定による交流基準の制定のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前ににおいても、行うことができる。

3 この法律の施行の日から平成十二年三月三十日までの間における第十二条第四項及び第二十三条第一項の規定の適用については、第十二条第四項中「若しくは国家公務員倫理法」とあるのは「この法律又はこの」と、「国家公務員倫理法若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律」とあるのは「この法律若しくはこの法律又はこの」と、「国家公務員災害補償法」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「級又は階級」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第十二条中」第二十二条第一項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第十二条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「この法律又はこの」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「この法律又はこの」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百二十二条第一項において準用する同法第二十

一条第一項」と、前条第二項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2 防衛大臣は、前項において準用する第七条第二項及び第十九条第二項の認定並びに前項において準用する第八条第二項及び第十九条第五項二項及び第十九条第二項の認定並びに前項において準用する第八条第二項及び第十九条第五項の承認を行ふ場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに付議し、その議決に基づいて行わなければならぬ。

3 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十条の規定は、第一項において準用する第七条第一項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

4 第一項において準用する第七条第一項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 第五条の規定による交流基準の制定のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前ににおいても、行うことができる。

3 この法律の施行の日から平成十二年三月三十日までの間における第十二条第四項及び第二十三条第一項の規定の適用については、第十二条第四項中「若しくは国家公務員倫理法」とあるのは「この法律又はこの」と、「国家公務員倫理法若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律」とあるのは「この法律若しくはこの法律又はこの」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百二十二条第一項において準用する同法第二十

三十号」ととあるのは「同条第一項第三号」ととする。
(平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例)
平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十一年法律第十九号)の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員においては、第五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」とあるのは「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。
(平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)
平成二十一年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十一年法律第百七号)の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員においては、第五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第六十五号)」とあるのは「平成二十四年法律第六十五号」とあるのは「平成二十三年法律第六十四号」附則第十二条の規定によりその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一四年七月一六日法律第一〇四号) 抄
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成一四年二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
附 則 (平成一四年二月二二日法律第二二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。
(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
附 則 (平成一四年三月三一日法律第二一号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 第二条(次号に掲げる規定を除く。)、第四条(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九条第一項、第十五条及び附則別表第二の改正規定に限る。)、第六条(前号に掲げる規定を除く。)並びに附則第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条及び第二十二条の規定 平成十五年四月一日
附 則 (平成一四年七月三一日法律第八八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社及びこの法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
一 附 則 第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附 則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第七条、第十一条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条规定から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日
附 則 （平成一六年六月二三日法律第一三五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日のいずれか遅い日

附 則 （平成一七年七月一六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成一七年一一月七日法律第一一三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 （平成一七年一一月七日法律第一一五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 （平成一八年三月三一日法律第一二号）抄

三 第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）」に改める部分に限る。）並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日

附 則（平成二五年五月三一日法律第二百八号）抄
この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条规定（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定（公布の日当該各号に定める日から施行する。）

二 第四十四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第二百三十九条、第二百四十三条、第二百四十六条及び第二百五十三条の規定（その他の経過措置の政令への委任）

三 第五百三十一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年一月二二日法律第二百七七号）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年四月一八日法律第二百二号）抄
(施行期日)

二 略

三 第一条（国家公務員法第百六条の八第一項の改正規定、同法第百六条の十三号の改正規定及び同法第一百六条の十四第五項の改正規定に限る。）、第三条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条の改正規定（同条第四項中「第六項」を「次項」に改める部分、同条第五項を削る部分及び同条第六項を同条第五項とする部分に限る。）に限る。）及び第十七条並びに附則第八条、第十二条及び第十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に交流派遣（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第三項に規定する交流派遣をいう。以下この条において同じ。）をされている職員に係る第三条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下この条において「旧官民人事交流法」という。）第七条第三項及び第四項の規定により人事院総裁が実施した交流派遣及び締結した取決めは、この法律の施行後は、同条第三項の規定により人事院事務総局に属する官職に任命される直前に当該職員が占めていた官職の任命権者が、第三条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律（第四項において「新官民人事交流法」という。）第七条第一項及び第三項の規定によりした交流派遣及び締結した取決めとみなす。

2 この法律の施行の際現に交流派遣をされるいる職員は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、旧官民人事交流法第七条第三項の規定により人事院事務総局に属する官職に任命される直前に占めていた官職の属する機関の担当の職員となるものとする。

3 この法律の施行の際現に交流派遣をされるる旧官民人事交流法第二十三条第三項の報告が国会及び内閣にされていない場合には、同年における同項の規定による国会及び内閣への報告についても、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧官民人事交流法第二十三条第三項の規定により施行日の属する年における同項の規定による国会及び内閣への報告についても、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。

（命令の効力）

第十一条 この法律の施行の際に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

この法律の施行の際に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）

第十三条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第四十二条 政府は、平成二十八年度まで、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他的事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

(施行期日) 七号 抄 (平成二六年六月一三日法律第六百四十九号) 第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)。以下この条において「新法令」という。に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はべき処分、手續その他の行為とみなす。(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二七年六月三日法律第三三百四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六百四十九号) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月一九日法律第三百四十九号) 第二十九条の規定 公布の日 (処分等の効力)

第二十九条 この法律の施行による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)。以下この条において「新法令」という。に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

第二十九条の規定による改正前の各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則

第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日二及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日
イ からヌまで 略

ル 附則第二十九条中国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十四条第一項の改正規定

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日
イ からヌまで 略

ル 附則第二十九条中国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十四条第四項の改正規定

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。